

◆ 3. これまでの各地区の計画と交通政策の展開

3-1 豊田市生活交通確保基本計画

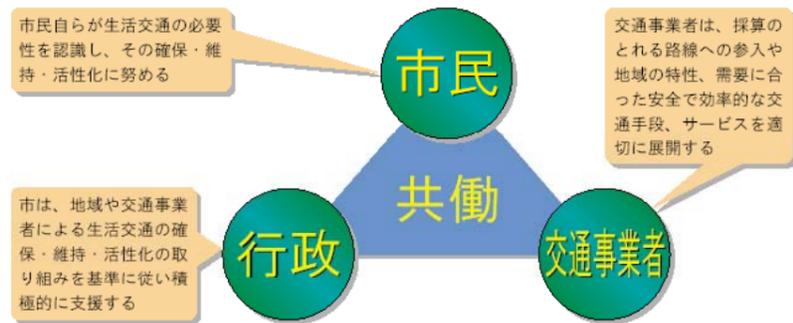
【概要】

- 旧豊田市では、「通勤、通学、通院、買物などの住民の日常生活に必要な不可欠な交通（＝生活交通）」を確保するため、平成16年5月に「豊田市生活交通確保基本計画」を策定した。

【基本方針】

- 採算のとれる見込みのある路線は民間交通事業者による運行を基本に、それが困難な地域では需要に応じてバス、乗合タクシーを使い分け、鉄道・バス空白地域※1をできるだけ解消するよう取り組む。
- 継続的に生活交通手段を確保していくため、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、特に市民自らが運行に積極的に関与することが重要であり、それに対し市は積極的に支援する。

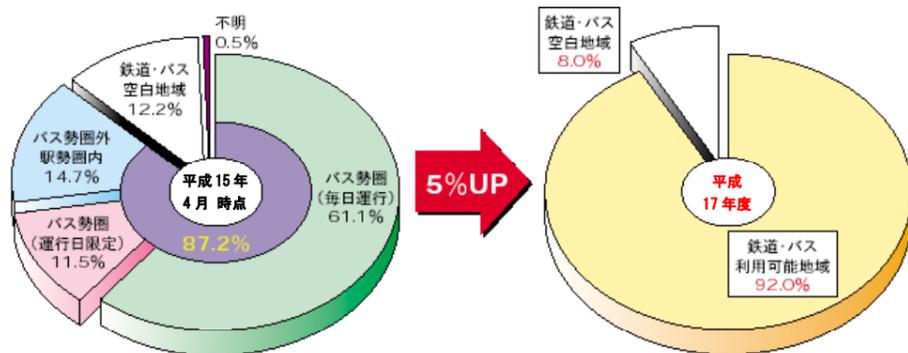
■生活交通確保のための役割分担



【基本計画の目標】

- 計画策定時の鉄道・バス利用可能圏域人口カバー率約87%から、計画目標年次の平成17年度における数値目標を5%アップの92%に設定。

■生活交通確保基本計画の目標（鉄道・バス利用可能圏域の拡大）



※1 駅勢圏（鉄道駅から半径1km）、またはバス停勢圏（バス停から半径500m）を超える地域と設定。

【整備方針】

- 地域の特性に合った鉄道・バス運行サービスを展開する。
- 路線、運行サービスの設定においては、基本計画で定めた評価基準を基本にして、地域住民と一緒に具体的路線の検討を行う。
- 既存のバス路線を活かし、新たな生活交通路線は最寄の駅、主要バス停等交通結節点への接続を基本とする。
- 病院や商業施設など集客力のある施設を結ぶ路線を設定する。
- 自動車から公共交通への転換が期待できる路線を検討する。
- 地域に応じた地域主体によるバス運行のしくみを構築する。
- 運行開始から約2～3年程度の運行実験期間を経て、評価基準に基づき利用に合ったサービスや路線の変更等の見直しを行う。
- 現在、本計画に基づき、豊田地域の10箇所（自地区等）で勉強会、又は地域検討会が進められている。

【生活交通確保に向けた地域主体の運行までの流れ】

